

# どうしてですか？ 廃油の分別

分別による  
循環型社会の構築

近年、資源の有効活用、環境への負荷低減の観点から、  
国内外を問わず多くの人々、企業が循環型社会の構築を目指して  
さまざまな活動を展開しています。

我が国の潤滑油業界でも、潤滑油のリサイクルに関する積極的な取り組みを  
社団法人潤滑油協会を中心に行ってきているところです。

このパンフレットは、その取り組みの一環として、  
潤滑油リサイクルの促進を図り、循環型社会構築の一助としたいとの  
願いから作成したものです。



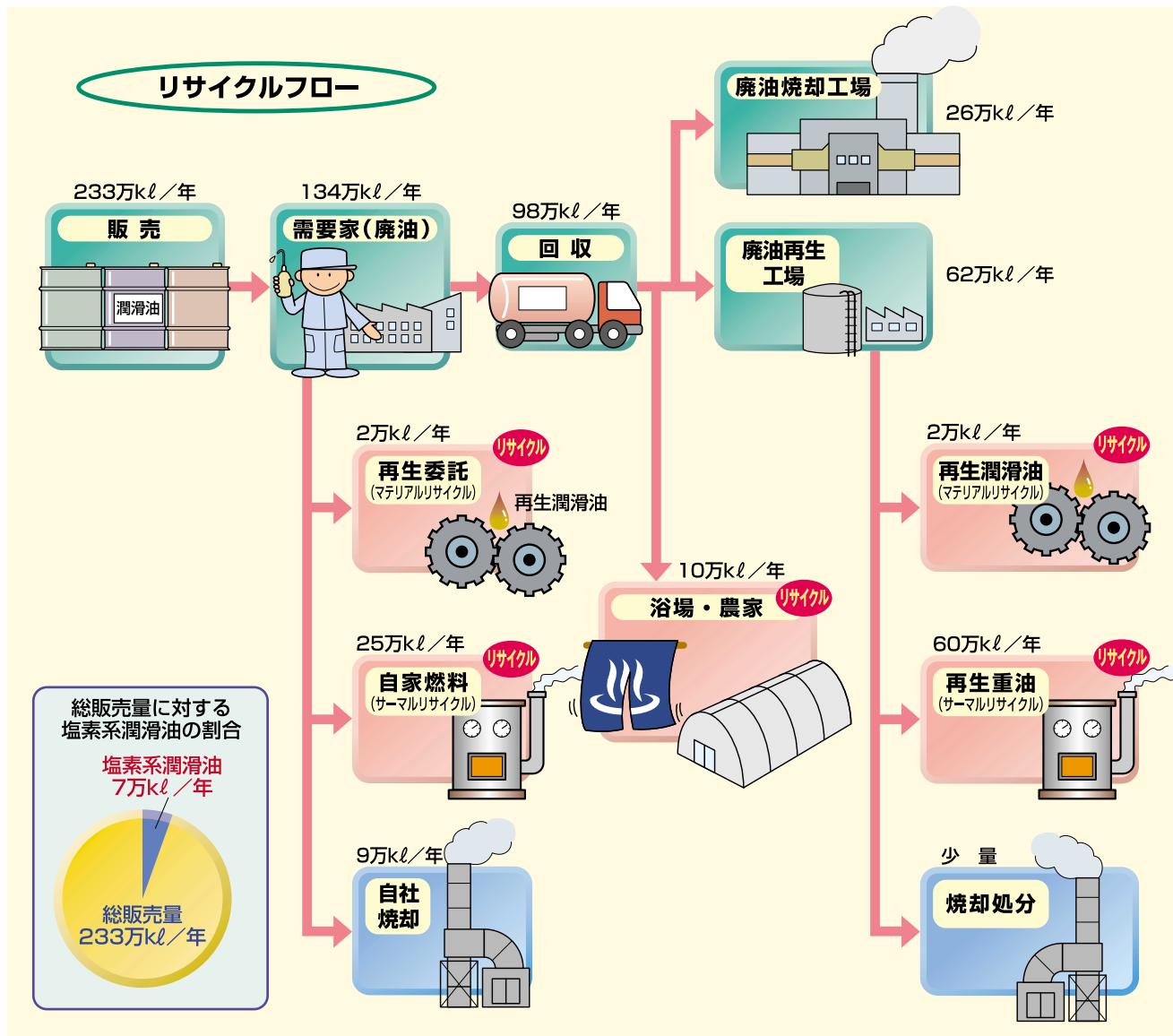
# リサイクルはわたくし達の使命です

## ▶ 潤滑油リサイクルの現状と問題点

### リサイクルの現状

役目を終えて使用済みとなった潤滑油（使用済み潤滑油）は、国内で使用されている潤滑油量の半分を超える量（130万kℓ超）が発生しています。

これら使用済み潤滑油の大半は回収されて燃料に再使用されていますが、産業廃棄物として無駄に焼却されているものもまだまだあります。



### リサイクル上の問題点

潤滑油のうち切削油等金属加工油のなかに塩素系の添加剤を含む製品（塩素系潤滑油）があります。これらの使用済み潤滑油を不適切に燃焼させると、有害物質の発生原因となったり、塩酸を生成して焼却炉の寿命を短くしたりすることが考えられます。

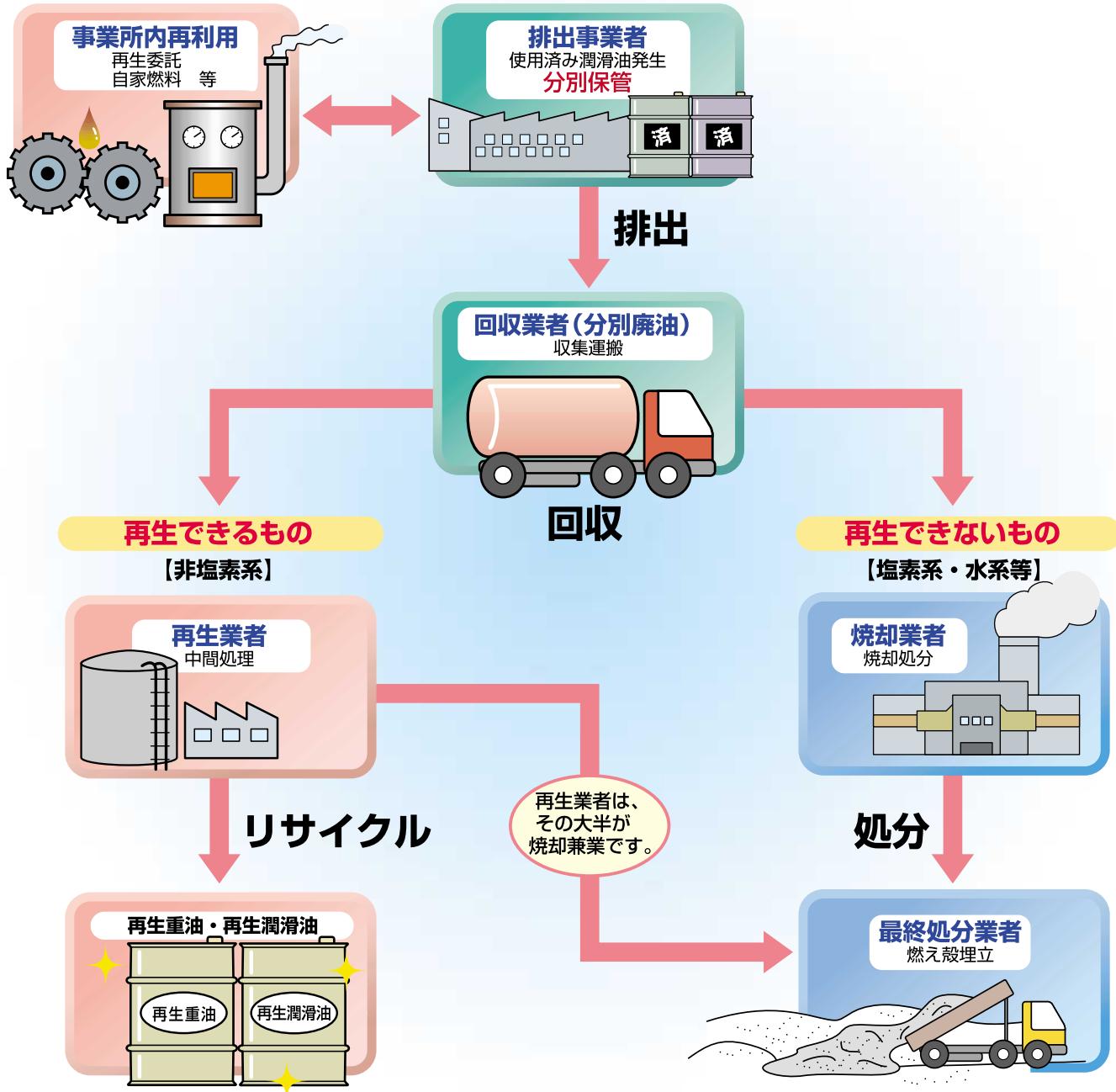
このため、塩素系使用済み潤滑油は他の使用済み潤滑油と区別して取り扱う必要があります。



# 使用済み潤滑油を適正処理しましょう

## ▶ 使用済み潤滑油の適正な処理

### 処理モデルフロー



使用済み潤滑油の再生並びに廃棄物処理には、  
「全国再生石油連合会」等の許可業者へ依頼するのが便利です。

「全国再生石油連合会」事務局

〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-6 藤木ビル4F  
TEL:03-5250-5086 FAX:03-5250-5087

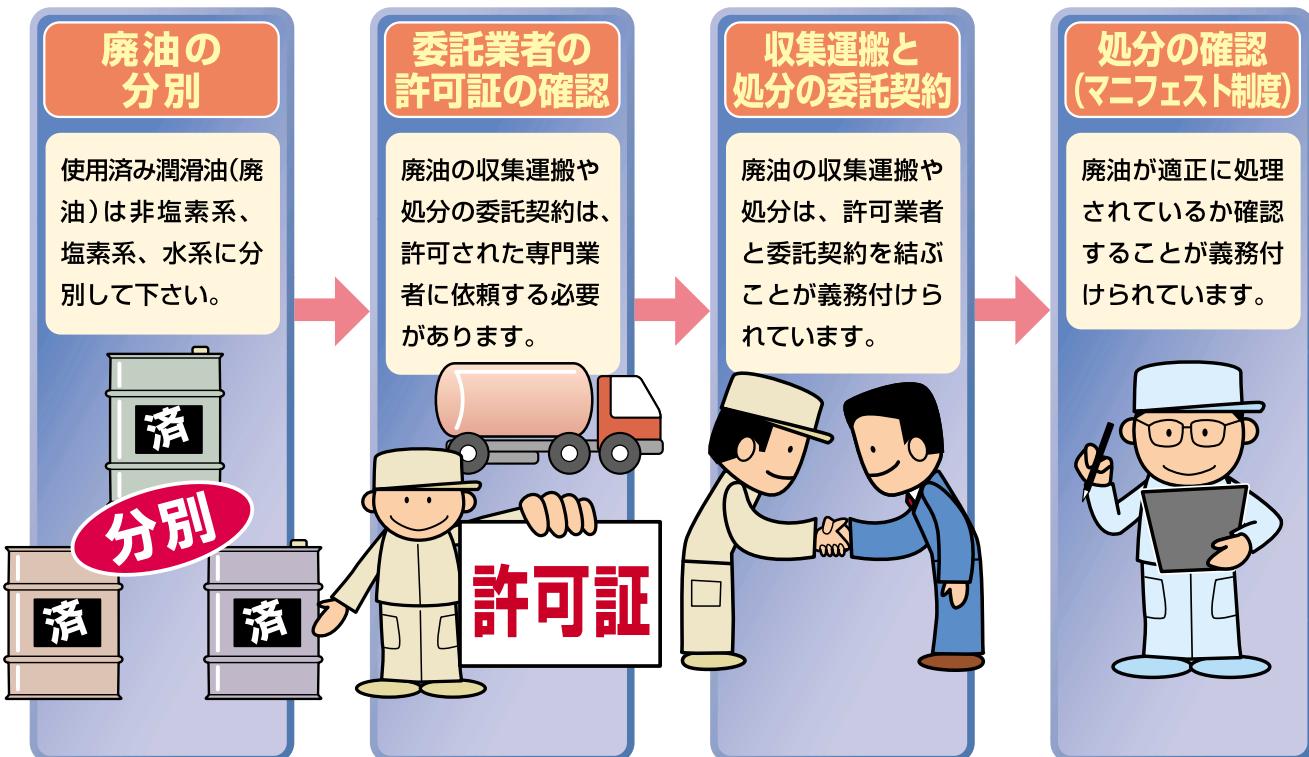
潤滑油協会のホームページでも再生業者リストを紹介しています  
潤滑油協会ホームページ <http://www.jalos.or.jp> (環境・リサイクルのボタン)

# 廃油処理業者に委託しましょう

## ▶ 使用済み潤滑油（廃油）処理の委託契約・マニフェスト制度

### 委託の手順

使用済み潤滑油（廃油）の排出の際には、許可業者との委託契約及びマニフェスト伝票の発行が必要です。



**廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の改正**  
廃棄物処理法は、平成12年の改正により、マニフェスト制度の適用拡大、罰則等規制が強化されています。

## 潤滑油のリサイクル、廃棄物処理に関する法令等

潤滑油のリサイクル、廃棄物処理等に関する主な法律、ガイドラインには下記のものがあります。各事業者は、それ等を遵守して適正に処理する義務があります。

- 1) 消防法（昭和23年制定、平成12年改正）
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年制定、平成12年改正）
- 3) 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年制定）
- 4) 循環型社会形成推進基本法（平成12年制定）
- 5) 品目別リサイクルガイドラインへの潤滑油の追加（産業構造審議会、平成11年12月）

その他、多くの関連法があります。

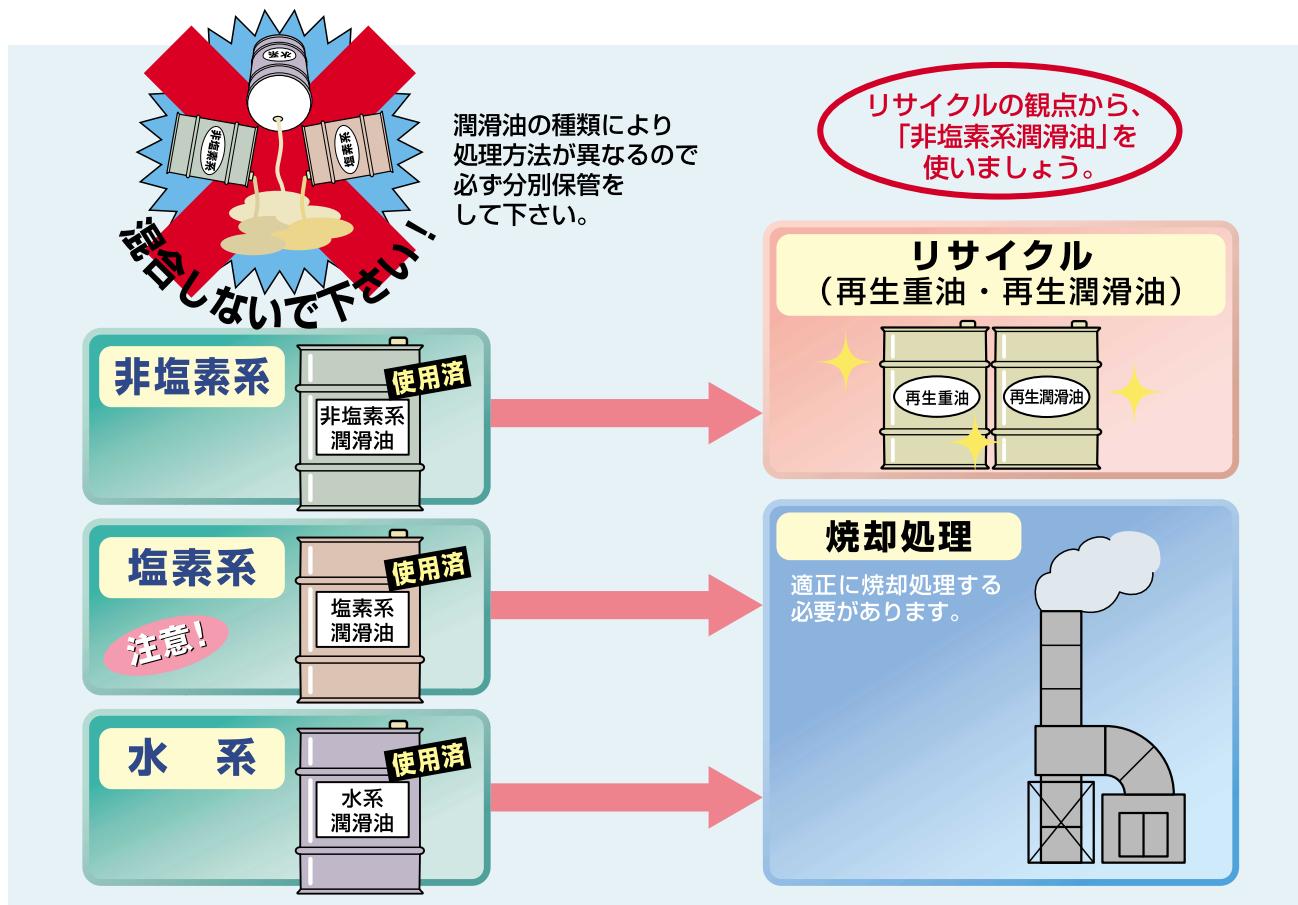
# 潤滑油リサイクルのため分別しましょう

## ▶ 使用済み潤滑油の分別

### 3油種への分別

使用済み潤滑油には、リサイクルが比較的容易にできるものと難しいものがあります。難しいものは塩素系や水系の使用済み潤滑油で、基本的にはリサイクルできないものとみておく方が適当です。

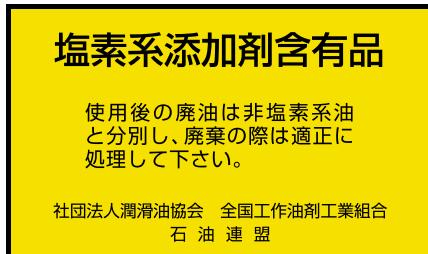
ですから、使用済み潤滑油は、「非塩素系潤滑油」、「塩素系潤滑油」、「水系潤滑油」といったような分別が望されます。



### どの潤滑油が塩素系？

塩素系潤滑油(塩素系添加剤を含む潤滑油)は、次のように確認して下さい。

#### 方法1 ラベルでチェック！



平成13年度以降製造分の主要メーカーの塩素系潤滑油については、この「塩素系潤滑油表示ラベル」が貼られています。それ以前に製造された塩素系潤滑油等、このラベルが貼られていない場合は、**②**の方法で確認してください。

#### 方法2 データシート、PLラベル等で チェック！

潤滑油購入時に付いてくる  
MSDS (製品安全データシート)、PLラベル、もしくは供給  
元に確認して下さい。

製品・混合物の区别：混合物  
成分及び含有量：塩素系極圧添加剤；6～11% 硫黄系  
脂肪油 ；12～22 硫化

データシートは、メーカーや潤滑油  
の種類によって様々ですが、塩素系  
のものには必ず「塩素系」であると  
の表記があります。





発行／資源エネルギー庁  
制作／社団法人 潤滑油協会  
〒237-0015 千葉県船橋市日の出2-16-1  
TEL047-433-5181 FAX047-431-9579  
<http://www.jaos.or.jp>